

青森県高等学校総合文化祭開催規程

(趣 旨)

第1条 青森県高等学校総合文化祭（以下、県高総文祭。）は、高等学校教育の一環として、青森県高等学校文化連盟（以下、県高文連。）に所属する各専門部に芸術文化活動の場を提供することにより芸術文化活動への参加意欲を喚起し、創造的な人間育成を図るとともに、芸術文化活動を通じて生徒相互の交流・親睦を図ることを目的として開催する。

(主催・後援)

第2条 県高総文祭は、県高文連及び青森県教育委員会が主催する。

2 原則として次の団体に後援を依頼する。

- (1)開催会場のある市町村及び同教育委員会
- (2)青森県高等学校長協会
- (3)青森県高等学校教育研究会
- (4)県内各報道機関（新聞社、テレビ局）及び主な文化活動団体等

(名 称)

第3条 県高総文祭の名称には、開催回数及び「青森県高等学校総合文化祭」に続いて、「開催地区名」及び「大会」を付す。

(内 容)

第4条 開会行事として総合開会式を開催する。

- 2 総合開会式の内容・詳細等は、実行委員会において協議・決定した後、理事会で報告し、承認を受けることとする。
- 3 各部門の内容・開催日数及び時間帯等については、それぞれ専門部で協議・決定して「部門別実施要項」にまとめ、実行委員会及び理事会において報告、承認を受けることとする。

(開催期間)

第5条 総合開会式は原則として10月最初の金曜日に実施し、各部門は原則として10月中に、総合開会式開催日の翌週以降の金曜日から日曜日までの連続した1日～3日間で開催することとする。

2 事情により前項の期間中に開催できない部門については、別に期日を設定できることとするが、総合開会式開催日より前の開催は原則として認めない。

(開催地区)

第6条 開催は次の三地区の持ち回りとし、会場は原則として当該地区にある市町村の文化施設、高等学校等とする。

- (1)東青・下北（青森市、むつ市、東津軽郡、下北郡）
 - (2)中南・西北（弘前市、平川市、黒石市、五所川原市、つがる市、南津軽郡、西津軽郡、北津軽郡）
 - (3)三八・上北（八戸市、三沢市、十和田市、三戸郡、上北郡）
- 2 開催は、「東青・下北」、「中南・西北」、「三八・上北」の順とする。

(大会役員)

第7条 大会役員は次のとおりとする。

- (1) 名誉大会長 1 名 (青森県教育委員会教育長)
- (2) 大会長 1 名 (県高文連会長)
- (3) 副大会長 4 名 (青森県教育庁学校教育課長、県高文連各地区副会長)
- (4) 大会顧問若干名 (青森県高等学校長協会長、青森県高等学校教育研究会長、青森県高等学校体育連盟会長、県高文連顧問)
- (5) 大会参与若干名 (県高文連理事、県高文連加盟校の校長及び当該校舎、定時制、通信制の教頭)
- (6) 大会委員長 1 名 (県高文連理事長)
- (7) 大会副委員長 1 名 (開催地区実行委員会事務局長)
- (8) 大会委員若干名 (青森県教育庁学校教育課指導主事(県高文連担当)、各専門部長、各専門部委員長、県高文連事務局長及び事務局員)

(実行委員会)

第8条 企画・運営及び諸準備は、開催地区に設置する実行委員会及び県高文連事務局が当たる。

2 実行委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 実行委員長 1 名 (開催地区の県高文連副会長)
- (2) 副実行委員長 1 名 (開催地区の県高文連理事)
- (3) 実行委員 (各専門部より 2 名。その他、県高文連会長が必要と認めた者。)
- (4) 実行委員会事務局若干名

3 実行委員は、各専門部より推薦された教職員とする。また、専門部の事情により 1 名は当該委員長が兼ねることができる。

4 実行委員会事務局を実行委員長所属校に置き、次の職を設ける。

- (1) 事務局長 1 名 (当該教頭)
- (2) 事務局長補佐 1 名 (当該教諭)
- (3) 事務局員若干名

5 実行委員会事務局は、開催に係る経費の一部を管理するとともに、県高文連事務局及び各専門部との連絡・調整を担う。

6 県高総文祭開催に係り、県高文連会長及び理事長、青森県教育庁学校教育課の県高文連担当指導主事は、必要に応じて実行委員会に対して指導・助言を行うことができる。

(会 議)

第9条 実行委員長及び実行委員等で構成する会議 (以下、「実行委員会」。) は実行委員長が招集し、主宰する。

2 「実行委員会」は、県高総文祭の企画・運営に係る事項の審議、報告、連絡、情報共有、専門部間の連携を図ることを目的として開催する。

3 「実行委員会」の構成は次のとおりとする。

- (1) 実行委員長
- (2) 副実行委員長
- (3) 実行委員
- (4) 実行委員会事務局 (事務局長及び事務局長補佐等)
- (5) 青森県教育庁学校教育課指導主事
- (6) 県高文連会長及び理事長
- (7) 県高文連事務局 (事務局長及び事務局員)

(8)その他、県高文連会長が必要と認めた者

- 4 「実行委員会」は、原則として県高総文祭の開催前に4回、終了後に反省会として1回、計5回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 5 「実行委員会」で決定した事項等は、県高文連理事会において報告、承認を受けるものとする。

(経費)

第10条 県高総文祭を運営するための経費は、県高文連の事業費及び青森県教育委員会より支出される青森県高等学校総合文化祭開催費負担金をもって充てる。

第11条 県高総文祭が終了後、実行委員会事務局が管理する県高総文祭を運営するための経費に残金が生じた場合、これを県高文連に返金するものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月30日から施行する。

平成26年4月22日一部改正
令和3年4月27日一部改正
令和7年4月22日一部改正